令和５年度　性犯罪・性暴力被害相談員募集要領（欠員募集）

１　応募資格

(1) 性犯罪・性暴力の被害にあわれた方の気持ちに寄り添い、意欲を持って職務に当たることができる方（年齢・資格は特に問いません）｡

（注）地方公務員法第16条の規定に該当する方及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）は応募できませんので、ご了承ください。

＜地方公務員法第16条規定に該当する方＞

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 概ね月に４回以上勤務が可能である方で、そのうち原則として１回以上は深夜勤務（「５　勤務条件」におけるＥ又はＦ勤務）が可能である方。

２　採用予定日

　令和６年２月１日（木）（応相談）

３　雇用期間

令和６年３月31日（日）まで（雇用期間を延長する場合があります。）

４　業務内容

24時間365日対応の「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」」における相談や支援及び調整業務で、次の内容です。

・性犯罪・性暴力被害について、相談者からの電話相談に対応すること。

・相談者への面接相談及び関係機関等への付き添いを行うこと。

・相談内容に応じて必要な支援を提供するための調整に関すること。

５　勤務条件

(1) 勤務場所　横浜駅周辺

(2) 勤務時間　週29時間以内（４週間での平均）、会計年度任用職員(非常勤)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 分 | 勤務時間帯 | 備　　　　　　　　　考 |
| Ａ勤務 | 8:00～16:00 | ※電話相談は、24時間365日実施しています。※勤務日については、勤務する月の前月上旬に勤務希望の照会を行い、調整の上、原則１週間前までに決定・通知します。（勤務回数等については、希望に添えないことがあります。）※Ａ、Ｂ、Ｅ、Ｆ勤務については、途中１時間の休憩時間が、Ｃ、Ｄ勤務については途中45分の休憩時間があります。 |
| Ｂ 〃 | 8:30～16:30 |
| Ｃ 〃 | 16:00～21:15 |
| Ｄ 〃 | 16:30～21:45 |
| Ｅ 〃 | 21:15～8:00 |
| Ｆ 〃 | 21:45～8:30 |

・上記勤務区分のほか、毎月１回程度開催する運営会議（又は研修）への参加あり。（2時間程度）

(3) 報酬(日額)

勤務した時間に応じて計算した額を支給します。

報酬基準額　1時間当たり1,660円＊（地域手当相当分を含む）

＊午後10時から翌日午前５時までの間は、別途、夜間勤務手当相当分が支給されます。

(4) 通勤手当等

通勤手当を支給します（県の規定による。）。

健康保険・厚生年金・雇用保険については、原則、加入がありません。

　(5) 期末手当等

　　一定の勤務時間を超える場合、期末手当等を支給します（県の規定による。）。

６ 応募手続き

(1) 提出書類

次の書類を期日（令和６年１月５日（金））までに提出してください。

（様式１）「かながわ性犯罪・性暴力被害相談員採用申込書」

（様式２）「かながわ性犯罪・性暴力被害相談員の応募にあたって」

上記の様式１～２は、神奈川県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0222/> **くらし安全交通課**　　　**検 索**

（注）提出された応募書類等は、返却しませんのでご了承願います。

提出された個人情報は、個人情報保護法及び神奈川県個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

(2) 応募期間

　令和５年12月４日（月）～１月５日（金）(必着)

(3) 応募方法

提出書類を下記の応募・問合せ先まで郵送又は持参してください。郵送の場合は封筒に「相談員応募」と朱書きし応募期日までに届くようご郵送下さい。

また、持参される場合の受付時間は、平日の８時30分から17時15分です。

７ 面接について

(1) 面接日

　 具体的な日時については電話でご連絡します。

※面接時間は、1人15分程度の予定です。

 (2) 面接場所

かながわ県民センター（横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２）内会議室

* 面接開始10分前までに、かながわ県民センター14階の「かながわ犯罪被害者サポートステーション」にお越しください。

８ 結果の発表等

合否の結果は、面接日から５日以内に、県くらし安全交通課から電話でお知らせします。なお、合否の結果についての電話、電子メール等による問合せにはお答えしません。

＜ 応募・問い合わせ先＞

　　〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町２－24－２(かながわ県民センター14階

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」内）

 神奈川県くらし安全防災局くらし安全部 くらし安全交通課 横浜駐在事務所

電話　045(312)1121 内線3431